

審査基準・採点配分の考え方等について

選定委員会では、指定管理候補者を選定するための基準に基づき、指定管理の応募者から提出された事業計画書等を審査（採点）するため、審査基準及び配点表を作成します。

1 選定基準

指定管理候補者を選定するための基準（以下「選定基準」という。）については、以下のとおり三重県病院事業条例で規定しています。

〈病院事業条例〉

（指定管理者の指定）

（↓指定管理者の指定の申請）

第二十二条 病院事業の管理者は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によりその申請を審査しなければならない。

- 1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- 2 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- 3 事業計画の内容が、志摩病院の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- 4 事業計画の内容が、志摩病院の施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- 5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

2 審査基準等（案）について

募集要項（案）に基づき、上記の選定基準に沿った申請内容となっているか確認するための審査基準等（案）を作成しました。

審査基準等については、最終的に委員会で決定することになりますが、大きくは、以下に示す考え方について適切かどうかご審議いただき内容を固めていきたいと考えております。

（1）審査基準等（案）の考え方

基本的な考え方は、平成22年実施の選定委員会において審議のうえ作成いただいた審査基準を踏襲しておりますが、具体的な審査項目の内容およびその配点については、一部募集要項（案）に応じた形で見直しを行っております。

- ① 募集要項（案）の県が指定管理者に求める条件等を基本に、各選定基準に対応する全23の審査項目を設定し、それぞれの項目ごとに配点しました。
- ② 審査項目には、採点（評価）の着眼点として審査基準を明記しました。

③ 各審査項目の配点については、平成22年の審査基準を踏襲し、全て2点満点で設定しています。なお、「4 基本的な医療機能」、「5 政策的医療機能」、「7 医療従事者の確保、育成等」及び「10 安定的な人的基盤や病院経営の実績・経験等」については、審査する際の重点項目と位置付けており、項目を細分化し、それぞれに配点しました。

※ 【各委員点数】 2点×23項目＝46点満点
 【総合計点数】 46点×7名 ＝322点満点

【指標】

良	可	不可
2点	1点	0点

④ 県の求める要求基準を満たしている否かの判断基準について、平成22年策定の審査基準を踏襲し、総得点（322点満点）の5割以上（161点以上）で設定しました。

【参考】

〈指定管理者制度に関する取扱要綱〉
 （委員会の業務）
 第15条 委員会は、管理経費以外にサービス提供の水準なども含め、設置条例で定めた選定基準に基づき総合的に審査し、順位を決定するものとする。
 ただし、**県が求める要求水準を満たさない団体は、順位付けしないものとする。**

3 申請後の審議の流れについて

申請団体（指定管理応募者）からの申請（事業計画の提出）後の流れについては、以下のとおり考えています。

（1）一次審査（書面審査）（第2回委員会） 【9月末から10月上旬】

- ・ 申請団体から事業計画書等が提出されましたら、各委員において書面による審査・採点を行い、事務局でその結果を集計します。
- ・ 委員会において事務局から採点結果を示し、申請団体が二次審査（ヒアリング審査）に進めるかどうか審議を行ったうえで、二次審査において、申請団体に対面で質疑する内容について議論します。

（2）二次審査（ヒアリング審査）（第3回委員会） 【10月中旬～10月下旬】

- ・ 申請団体に委員会に出席のうえ提案説明を求め、予め団体へ送付している疑問点等の聴取を行います。
- ・ ヒアリング審査終了後、その内容をふまえて申請団体が指定管理者としてふさわしいか最終審議を行います。